

## 第 67 号 白岡市土地開発公社の解散

公有地の拡大の推進に関する法律22条によれば、土地開発公社の解散には、議会の議決と県知事の認可が必要です。この度、執行部から白岡市土地開発公社を解散したいとの申し出がありましたので、議会として全会一致で解散の議決を行いました。

**問** 現在公社が保有している土地はあるか。

**答** ない。

**問** 解散にあたっての清算金は。

**答** 出資金200万円、余剰金150万円で、合計350万円である。解散後に、一般会計に歳入として繰り入れる。

**問** 解散後に公社が再び必要となった場合には、あらためて設立するのか。

**答** 近年の情勢では地価が大幅に上昇することはないため、先行取得のメリットがなく、取得の都度公費を支出することで対応していく。大規模な用地取得が必要な場合には、県の土地開発公社の活用も考えている。

## 総括質疑

**問** かねてから白岡駅西口の整備について、なぜ土地開発公社を使って土地の先行取得をしないのかと疑問に思っていた。駅前の地権者の皆さんは売る意向を持ち、市民もより早い整備を望んでいる。市は買うお金がないと言っているという話も聞いている。かつて公社が問題になったのは塩漬けだが、駅前の土地にその心配はない。解散してよいのか。

**答** 近年、地価も横ばい傾向となり公共用地の先行取得の経済的なメリットが薄れたことや経営健全化の観点から土地を長期保有できなくなったことなどの理由から、白岡市土地開発公社の存続意義が乏しくなったため、解散するものである。白岡市土地開発公社の解散後は、白岡市土地開発基金や埼玉県土地開発公社を活用することでその役割を十分に担保できるものと認識している。

## 第 68 号 白岡宮代線整備工事請負契約

現在事業中である都市計画道路白岡宮代線のうち、東北自動車道東側において行う橋台・基礎杭・擁壁の工事の請負契約を締結するにあたり、請負金額が1億7424万円となるため、条例の規定により議会の議決が必要となります。当該契約締結については、全会一致で議決されました。

**問** 東北自動車道西側の橋脚（平成17年度施工）について、耐震性能に問題はないか。

**答** 平成24年3月改訂の道路橋示方書に適合していることを確認している。

## 第 64 号 固定資産評価審査委員会委員の選任

白岡市固定資産評価審査委員会委員坂巻仁志氏の任期が2年9月30日で満了となることから、執行部より、坂巻仁志氏を引き続き選任したいとの申し出がありました。議会として、全会一致で同意しました。

## 第 65 号 教育委員会委員の任命

白岡市教育委員会委員牛田文子氏の任期が2年9月30日で満了となることから、執行部より、後任として小野目如快氏を任命したいとの申し出がありました。議会として、全会一致で同意しました。

## 第 66 号 手数料条例の一部改正

マイナンバーカード普及に向けた法律改正により通知カードが廃止されるのを受けて、通知カードの再交付に関する手数料を廃止しました。

